

推 進 施 策

(2) DV以外の暴力の被害に悩む女性への支援

セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、ストーカー行為、買春（売春）など、DV以外の暴力に対処する法制度等の必要な情報を、被害者の様々な立場に配慮したうえで、的確に提供するとともに、警察をはじめとする関係機関との連携協力を進めます。

(3) セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）防止対策の推進

経営者等への働きかけを積極的に行い、企業等におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）防止対策の徹底を促します。また学校や地域など雇用以外の場でのセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）についても、未然防止のための取組を行います。



基本目標 2

男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

働くことは、経済的自立を可能にするとともに、社会参加のための手段であり、その権利は男女を問わず保障されなければなりません。就業の形態やニーズが多様化する中で、働く男女が性別による不利益な取扱いを受けることなく、共に能力を発揮して、安心して働き続けられる環境づくりに取り組みます。

2-1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 企業等における男女雇用機会均等対策の促進
- (2) 非正規雇用者の就業環境の整備
- (3) 女子学生への就業支援

2-2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

- (1) 企業等における両立支援の取組の促進
- (2) 子育てしながら働き続けられる条件整備

重点分野 2

2-3 女性の職業能力発揮の支援

- (1) 女性の職業能力の開発
- (2) 商工・サービス・農林業等に従事する女性の評価と男女のパートナーシップの確立
- (3) 女性の起業に対する支援
- (4) 働き方に関する情報提供・相談
- (5) 働く女性の健康管理の促進

基本目標2 男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

～男女が共に仕事と生活を大切にできる社会環境をつくります。～

現状と課題

働くことは、経済的自立の手段として不可欠であるとともに、自らの能力を高めていくという意味で自己実現のための大切な手段であり、働きたい人が男女問わずその能力を十分発揮でき、安心して働き続けられる環境づくりを進めていくことが重要です。

「男女雇用機会均等法」、「パートタイム労働法」、「次世代育成支援対策推進法」等の改正など法制面での充実が図られてきたことにより、男女間の賃金格差の縮小や女性管理職の増加などが見られるものの、いまだ継続就業を希望しながら出産・育児を機に仕事をやめざるを得ない女性は6割もおり（M字カーブ問題）、すべての企業において雇用を継続させる環境整備が進んでいるとは言えない状況にあります。

今後、少子高齢化、人口減少時代を迎え、個人、企業・組織、社会全体が発展していくためには、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することが不可欠であり、M字カーブの解消、女性の管理職の増加、企業の活性化にもつながります。とりわけ、中小企業の多い京都市においては、企業の競争力の強化や優秀な人材の確保のためにもワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方を浸透させ、育児・介護休業制度の条件整備や取得の促進を働きかけていく必要があります。

男女が共にやりがいと充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動などにおいても、各人のライフステージに応じて社会参加や社会貢献ができる環境づくりに取り組んでいかなければなりません。

また、女性においては育児・介護などで就業を中断することなどにより、生涯的に見て低収入で非正規雇用に就きやすい就業構造があり、高齢期においても経済的基盤が弱いという問題があります。女性が当たり前に働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、職業能力発揮の支援をしていく必要があります。

1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

推 進 施 策

(1) 企業等における男女雇用機会均等対策の促進

事実上の男女別雇用管理、募集・採用における性別による不利な取扱い、性別によって固定化された職域等の是正に向けて、啓発情報誌などによる広報や企業等を対象とした研修を充実するとともに、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）防止対策の徹底を図るなど、企業等における男女雇用機会均等対策を促進します。

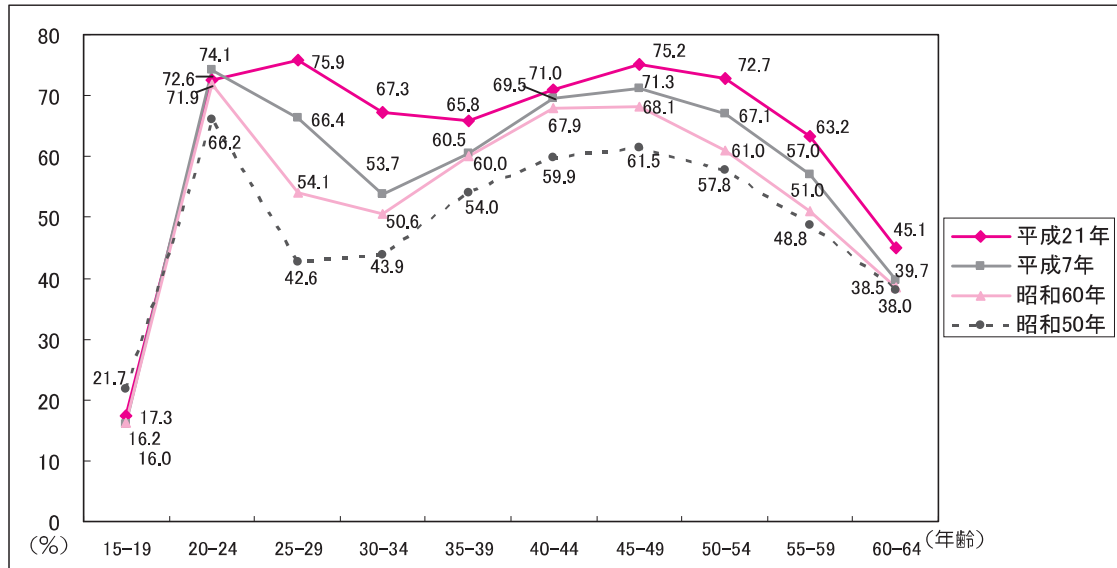
(2) 非正規雇用者の就業環境の整備

パートタイム労働者や派遣労働者等の非正規雇用者の就業条件が正規雇用者との均衡に配慮したものとなるよう、企業等への啓発を進めるとともに、適正な労働条件を確保するための非正規雇用者に対する情報提供の充実を図ります。

(3) 女子学生への就業支援

インターンシップや講座等を通じて、女子学生が主体的に職業意識を形成できるよう支援するとともに、企業等に対し、性別にかかわらず公正な募集・採用を行うよう働きかけます。

女性の年齢階級別労働力率の推移（M字カーブ） 資料：総務省「労働力調査」（平成20年，平成21年）



* 以前と比べてM字カーブの底は浅くなっているものの、6割の女性が出産・育児で仕事を辞める。

2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

推 進 施 策
(1) 企業等における両立支援の取組の促進 男女が共に子育て・介護等をしながら働き続けることができるよう、女性の能力の積極的な活用、仕事と家庭生活の両立支援、男女が共に働きやすい職場づくりに向けた取組などを推進している企業の支援を行います。 また、公的な契約において、仕事と家庭生活の両立支援に積極的に取り組んでいる企業等を奨励する制度について、調査や研究を行います。
(2) 子育てしながら働き続けられる条件整備 保育所待機児童の解消を図るとともに、就労形態や子どもの状況などに応じたきめ細かな保育サービスを提供します。また、児童館・学童クラブ事業と放課後まなび教室の連携を図り、放課後の子どもたちの安心安全な居場所を確保するなど、子育てをしながら働き続けられる条件整備を進めます。

3 女性の職業能力発揮の支援

推 進 施 策
(1) 女性の職業能力の開発 就職、再就職、就業継続等の女性のニーズに応じた職業の能力の開発を支援します。とりわけ、出産・育児等のために退職した女性の再就職に向けた支援の充実を図ります。
(2) 商工・サービス・農林業等に従事する女性の評価と男女のパートナーシップの確立 家族従業者として、商工・サービス・農林業等に携わる女性がその活動に見合う正当な評価を受け、男性と対等なパートナーとして経営に参画できるよう、家族経営協定*など家族員間のルールづくりや女性の能力向上を支援します。
(3) 女性の起業に対する支援 起業を目指す女性を対象として、会社の設立・経営等に関する情報提供や相談を行うなど、女性が起業家として独立できるよう総合的に支援します。

推 進 施 策

(4) 働き方に関する情報提供・相談

多様な働き方に関する情報を収集・整備し、講座やパンフレット等を通じて広く提供するとともに、働く女性が抱える様々な不安やストレスに対応できる相談体制の充実を図ります。

(5) 働く女性の健康管理の促進

女性が心身の健康を保持しながら安心して働き続けることができるよう、企業等に対して、安全で快適な職場環境づくりを働きかけるとともに、健康診査を受ける機会に恵まれない女性の健康管理を支援します。



基本目標2

男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が目指すものは？

【現状】社会の活力の低下・少子化の更なる進行

個人

- 仕事と育児や介護の両立困難
- 仕事中心になる男性、家庭責任が重い女性
- 家族との団らんができない
- 長時間労働による心身の健康阻害
- 自己啓発や地域活動への参加が困難
- ライフスタイルや意識の変化
- 経済的自立が困難

企業・組織

- 人材獲得競争の激化
- 従業員の人生の段階に応じたニーズへの対応が十分でない
- 労働意欲・満足度の低下
- 従業員が将来への不安を抱えたり、豊かさを実感できない

社会全体

- 労働力不足の深刻化
- 生産性の低下・活力の衰退
- 少子化の急速な進行
- 地域社会のつながりの希薄化
- 非正規社員の増加

明日への投資 ● ワーク・ライフ・バランスを推進する風土づくり（意識改革・啓発・情報提供）
● 多様な両立支援・就職支援サービスの拡充
● 業務の効率化・人材活用

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会

個人

- 人生の段階に応じて様々な活動を自ら希望するバランスで展開
- 就労による経済的自立
- 健康で豊かな生活
- 自己啓発や地域活動への参加

企業・組織

- 多様な人材を活かした競争力を強化
- 従業員の定着
- 優秀な人材の確保（採用）
- 従業員の満足度や仕事の意欲、企業ロイヤリティの向上
- 生産性の向上
- 企業イメージや評価の向上

社会全体

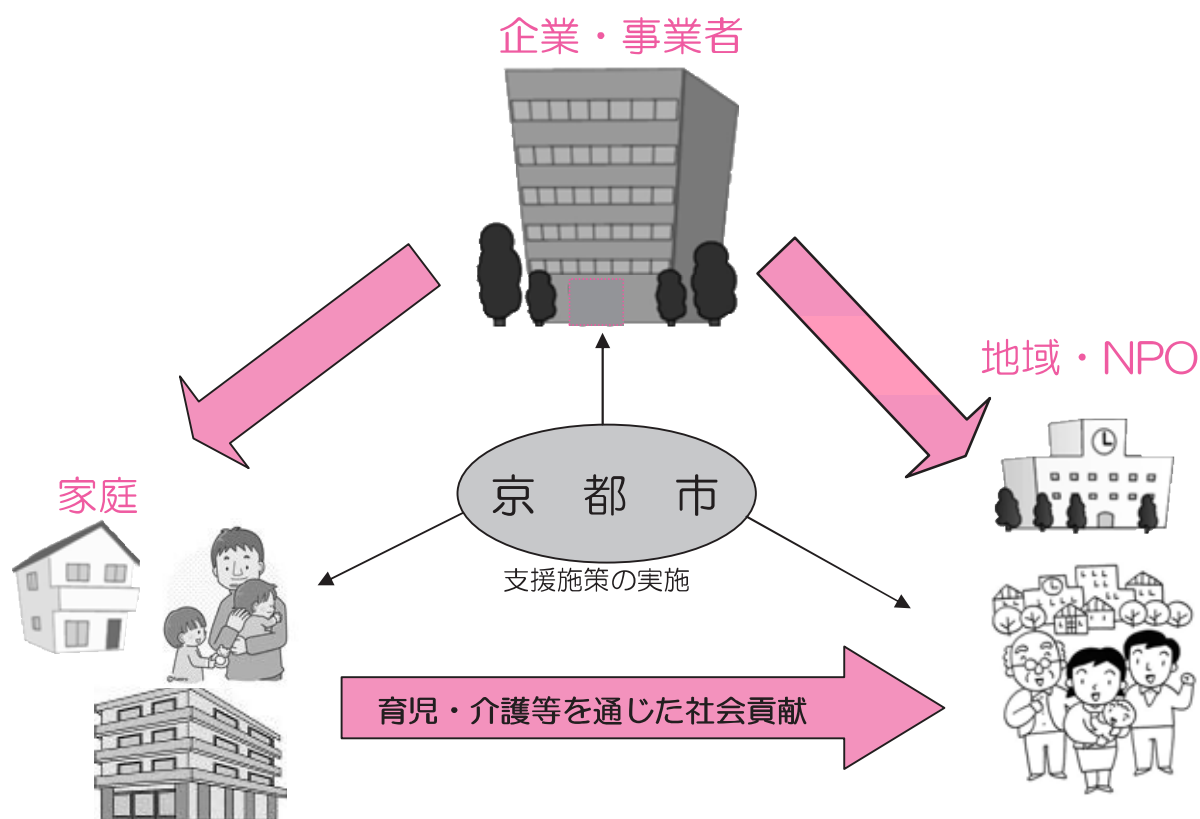
- 経済社会の活力向上
- 生産性向上・活力アップ

基本目標2

男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

仕事と家庭，社会貢献が調和できる

「真のワーク・ライフ・バランス」の実現した京都市の姿



京都に「古く」から息づく「新しい公共*」

- 地域交流イベント（地蔵盆，運動会，敬老の集い等）
- 地域防災活動
- 地域ボランティア活動（清掃活動，おやじの会，見守り隊等）

地域コミュニティの活性化

基本目標 3

自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり

家事、子育て、介護などは、固定的な性別役割分担の下で、主に女性によって担われ、それが女性の自立と多様な生き方を妨げる要因の一つとなっています。男女が家庭生活に参画し、共に仕事や地域活動とのバランスのとれたライフスタイルを確立できるよう、ひとりひとりの生き方を支え合える家庭づくりの支援に取り組めます。

3-1 家庭生活における男女共同参画

- (1) 家庭生活における男女共同参画に向けた男性の協力の促進
- (2) 男女が共に家庭生活に参画できる就労環境の整備

3-2 子育ての負担が軽減される環境の整備

- (1) 男女が共に安心して子育てできる環境の整備
- (2) 地域における子育ての支援
- (3) ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進

3-3 介護者の負担が軽減される環境の整備

- (1) 男女が共に介護に携わる意識の醸成
- (2) 介護者の負担軽減につながる介護サービスの実施
- (3) 高齢者の生活や介護等に関する専門相談

基本目標3 自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり

～身近なところからの男女共同参画を実現します。～

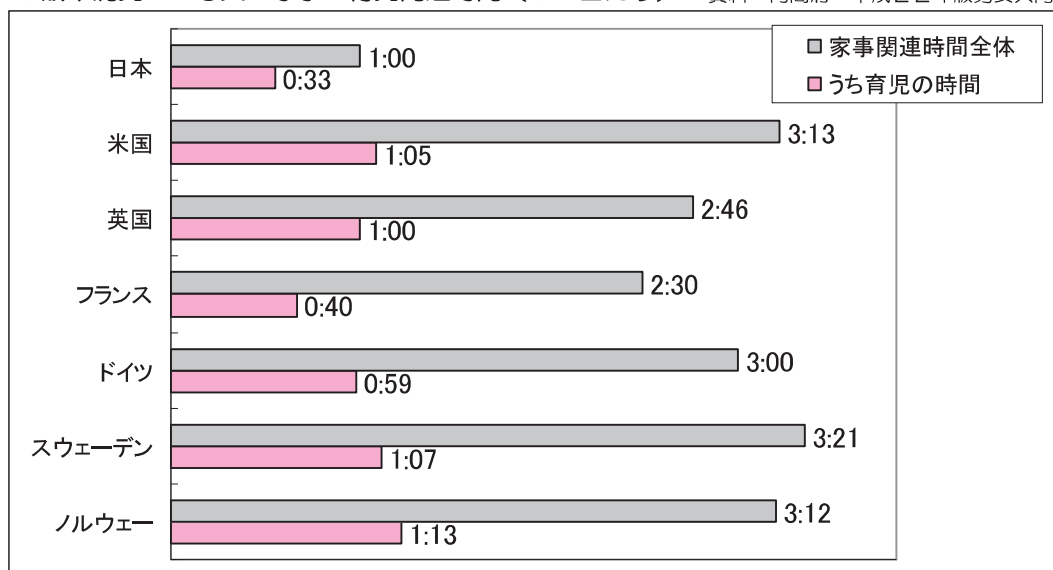
現状と課題

「男は仕事、女は家事・育児」という固定的性別役割分担意識を反映した制度や慣行は、時代とともに少しずつ変わってきたものの、いまだに根強く残っています。男女の社会における活動や個人のライフスタイルが多様化する中、男性が家計を支え、女性が家事・育児を行うことを前提とした世帯単位の考え方を見直し、男女が共に仕事と家庭に関する責任を負う社会の構築が求められています。

内閣府の「平成22年版男女共同参画白書」によると、我が国における6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間は先進国の中で極めて低い水準にあります。また、平成21（2009）年度に実施した「京都市男女共同参画に関するアンケート」によると、家庭における主な介護者に占める割合は、女性が男性の約2倍であり、家庭生活における介護の負担が家族のうちでも女性に重くのしかかっているのが現状です。

家庭における女性の負担を軽減し、女性の社会参加を促すためには、男性の家庭や地域等への参画が不可欠であり、男性の参画を重視した広報・啓発に力を入れていく必要があります。一方、働く男性は長時間労働のため家庭等に時間を割けないという問題もあり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（基本目標2-2）とあわせた取組が必要となってきます。

6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間（1日当たり） 資料：内閣府「平成22年版男女共同参画白書」



*日本の夫の家事は1時間で、そのうち育児は33分と他国と比較しても大変短い。

基本目標3

自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり

● 育児休業取得率

資料：厚生労働省「平成21年度雇用均等基本調査」

女性の育児休業取得率は85.6%、男性の育児休業取得率は1.72%

- ・ 女性の育児休業取得率は平成20（2008）年度調査より5.0%低下
- ・ 男性の育児休業取得率は0.49%上昇（過去最高）

1 家庭生活における男女共同参画

推 進 施 策

(1) 家庭生活における男女共同参画に向けた男性の協力の促進

家事・子育て・介護等に関する男性の意識と能力の向上を支援するための講座等を開催するなど、家庭生活における男女共同参画に向けた家庭や地域等への男性の参画を重視した広報・啓発を実施します。

(2) 男女が共に家庭生活に参画できる就労環境の整備

企業等における育児休業や介護休業などの制度の定着と利用促進を図るとともに、労働時間の短縮等に向けた広報、フレックスタイム制*など自律的な働き方の普及や、男女が共に家庭生活に参画できる就労環境の整備を促進します。

2 子育ての負担が軽減される環境の整備

推 進 施 策

(1) 男女が共に安心して子育てできる環境の整備

男女が共に安心して子育てできるよう、保育所待機児童の解消を図るとともに、きめ細かな保育サービスの提供に努めます。

(2) 地域における子育ての支援

子育てを総合的に支援するため、地域から全市レベルまでの重層的な子育て支援ネットワークの充実を図ります。また、地域子育て支援ステーションにおいて子育て相談や講座、子育て情報の収集・発信を行うとともに、市民の自主的な子育て支援活動に対する支援を行います。

(3) ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進

社会的に困難な状況に置かれがちなひとり親家庭に対し、生活の安定と経済的自立に向けた支援や、日常生活における様々な支援を充実します。

3 介護者の負担が軽減される環境の整備

推 進 施 策

(1) 男女が共に介護に携わる意識の醸成

介護サービスの充実等により、介護の社会化を一層進めるとともに、年齢や性別に関わらず、誰もが高齢者の介護に関する意識を高めていけるよう、啓発・広報を行います。

(2) 介護者の負担軽減につながる介護サービスの実施

高齢者が安心して暮らせるよう、地域的なバランスを考慮した介護関連施設の整備と介護サービスの質的向上を図るとともに、一人暮らしの高齢者や家庭で介護を行う家族に対する支援を行います。

(3) 高齢者の生活や介護等に関する専門相談

男女それぞれのニーズに応じて高齢者の生活や介護等に関する専門相談に応じるとともに、介護技術の助言・指導等を行います。



基本目標 4

生涯を通じた健康な暮らしづくり

女性のからだは、生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。女性がいきいきと社会で暮らしていくために、性に関する男女の相互理解を促進するとともに、ライフステージに応じた男女の心とからだの健康づくりに取り組みます。

4-1 男女の性を共に理解・尊重する意識の浸透

- (1) 性に関する情報提供・相談
- (2) 人権尊重の精神に基づく性教育の推進

4-2 男女の心とからだの健康づくりの支援

- (1) 男女それぞれに特有な病気の予防対策
- (2) 生活習慣の改善等による女性の健康づくりの推進
- (3) ライフステージに応じた男女の健康の保持・増進

4-3 母と子の健康を守る保健医療等の推進

- (1) 妊娠・出産期における女性の健康管理の支援
- (2) 安心して出産できる医療環境の整備
- (3) 乳幼児のすこやかな発育・発達の支援

基本目標4 生涯を通じた健康な暮らしづくり

～生涯を通じて男女の健康支援を行います。～

現状と課題

男女がお互いの身体的性差を理解し合い、お互いを尊重しつつ思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会実現のための前提です。健全な家庭や職場環境づくりのためには、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*の理念を踏まえて、男女が共にその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるような教育、相談体制を確立することが重要です。

とりわけ、女性は、妊娠や出産をする可能性があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。そのため、女性が自分のからだに関する正しい知識や情報を入手し、自ら判断し健康を享受できるようにするとともに、社会全体が女性の健康について認識を高めていく必要があります。そのうえ、女性はその身体的な特性から、乳がんや子宮がん（子宮頸がん、子宮体がん）、骨粗しょう症、更年期障害など特有の健康上の問題が生じることがあり、病気の発症と進行の予防、早期発見、早期治療等の取組を充実させていく必要があります。

また、安心・安全な出産を確保するためには、妊娠・出産期における女性の健康管理が重要であり、ここ最近の晩婚化などによる出産年齢の上昇や働く女性の増加など、女性のライフスタイルが多様化する中で、子どもを安心して生み育てられる環境の整備が重要となっています。

1 男女の性を共に理解・尊重する意識の浸透

推 進 施 策
(1) 性に関する情報提供・相談 性感染症やHIV*感染症を予防するため、必要な知識の普及と相談・カウンセリング等に取り組みます。また、エイズ予防に対する正しい理解と実践的態度を培うとともに、エイズに対する不安や偏見を払拭し、HIV感染者及びエイズ患者と共に生きる社会を実現するための教育を推進します。
(2) 人権尊重の精神に基づく性教育の推進 学校教育において、児童・生徒が発達段階に応じた性知識、生命尊重や男女平等意識、性に関して自ら考え判断する能力を身につけられるよう、人権尊重の精神に基づく性教育を推進します。

2 男女の心とからだの健康づくりの支援

推 進 施 策
(1) 男女それぞれに特有な病気の予防対策 女性に特有ながん（乳がん等）や骨粗しょう症の予防、早期発見、早期治療ができるよう検査等を実施するとともに、男性特有の病気（前立腺がん等）や男性の更年期などの悩みにも対応できるよう体制を整えます。性差医療の意義を踏まえた女性外来や男性外来の二ーズへの対応を図ります。
(2) 生活習慣の改善等による女性の健康づくりの推進 青年期健康診査等を通じて、飲酒、喫煙、無理なダイエットなどによる影響について情報提供を行い、健康を保持・増進するための生活習慣の見直し・改善を促すとともに、受動喫煙防止対策の普及を促進します。
(3) ライフステージに応じた男女の健康の保持・増進 男女の様々な不安やストレスの軽減・解消を図るための相談等を充実し、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などライフステージに応じた心の健康づくりなどを支援します。

3 母と子の健康を守る保健医療等の推進

推 進 施 策
(1) 妊娠・出産期における女性の健康管理の支援 妊娠・出産期の女性を対象とした健康診査，相談，指導等を充実し，安全な出産に向けた健康管理を支援するとともに，妊娠・出産・子育て等への男性の理解と協力を促進します。
(2) 安心して出産できる医療環境の整備 危険な状況にある母子を受け入れる高度医療施設や，迅速な搬送体制の確保等による周産期医療体制への支援など，安心して出産できる医療環境の整備を図ります。
(3) 乳幼児のすこやかな発育・発達の支援 乳幼児の病気や障害の予防，早期発見，相談，指導などにより，すこやかな発育・発達を支援するとともに，親の育児不安の解消を図ります。



基本目標 5

あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり

性別にとらわれない多様な生き方を実現するためには、男女が対等なパートナーとして活躍できる機会を拡充するとともに、それに参画していく意識と能力の向上を図る必要があります。意思決定の場をはじめ、社会のあらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくりに取り組みます。

5-1 意思決定の場への男女の均等な参画の促進

- (1) 意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備
- (2) 京都市の審議会等における男女構成比の均衡の確保

5-2 男女共同参画を進める市民の力の向上

- (1) 男女共同参画の推進に向けた学習機会の提供
- (2) 男女の社会参加意識の向上促進
- (3) 男女の様々な悩みを解決するための相談
- (4) 男女平等の実現を目指した市民活動への支援
- (5) ボランティア活動への男女の参加促進

5-3 男女共同参画による地域コミュニティの活性化（社会貢献）

- (1) 男女の協力による地域の活性化の促進
- (2) 高齢者、障害者、外国籍市民等に対する支援の充実

5-4 京都市における男女共同参画に向けた条件づくり

- (1) 京都市や外郭団体における男女が働きやすい職場づくりの推進
- (2) 京都市における推進体制の充実

基本目標5 あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり

～性別を問わない参画により多様性に富んだ社会を実現します。～

現状と課題

意思決定の場に男女が共に参画し、多様な意見や新しい発想を政策や方針に反映させることは、多様性に富んだ活力のある社会を構築するうえで重要なことです。しかしながら、我が国における意思決定の場に参画する女性の割合は国際的に見ても大変低い状況になっています。

京都市においても管理職に占める女性の割合は11.5%（平成22(2010)年4月1日現在、市長部局）と低く、管理職への女性職員や審議会等の女性委員の登用など、京都市が直接取り組むことのできる分野においては、具体的な数値を設定して取り組んでいるものの、更なる取組の強化が必要となっています。

また、地域においては、自治会、町内会、子ども会、PTAなどの活動を実質的に女性が支えている場合が多い一方、組織の長には男性が就くといった習慣があるなど、旧来の慣習やしきたりにより特定の性や年齢層で担われている場合が見られます。地域は家庭とともに市民にとって最も身近な暮らしの場であり、少子高齢化や人間関係の希薄化、単身世帯の増加等の社会状況が変化する中、男女が共に担わないと立ち行かない状況となってきています。あらゆる世代の男女が共に地域活動に参加することが、最も身近な男女共同参画につながることから、誰もが地域活動に参加しやすい環境を整備していくことが重要です。

京都市や外郭団体においては、民間企業等の模範となるよう、男女が働きやすい職場づくりを積極的に推進するだけでなく、京都市のあらゆる分野に男女共同参画の視点が生かされるよう、京都市内部はもちろんのこと関係団体等と有機的に連携し、男女共同参画社会の実現に取り組むことが求められています。

1 意思決定の場への男女の均等な参画の促進

推 進 施 策
(1) 意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備 企業や各種団体等に対し、ポジティブ・アクションの普及をはじめ、組織の意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備を働きかけるとともに、市政運営に当たっては、市民意見の募集の実施、審議会等の公開と審議内容等の公表を推進します。
(2) 京都市の審議会等における男女構成比の均衡の確保 京都市が設置する審議会等について、女性委員の登用状況の実情把握をするとともに、委員公募制の活用などによる運営方法の見直しや委員推薦団体への協力要請等を行うことにより、女性委員のいない審議会等を早期に解消し、男女いずれの割合も35%を下回らない審議会等の割合が50%以上となるよう委員構成を確保します。

2 男女共同参画を進める市民の力の向上

推 進 施 策
(1) 男女共同参画の推進に向けた学習機会の提供 男女が共に社会の様々なことから男女共同参画の視点で理解し、豊かに生きる力を養うことができるような学習機会を提供します。
(2) 男女の社会参加意識の向上促進 男女共に社会への関心と参加意識を高めることができるよう、政治や経済などに関する学習・研修の機会を設けるとともに、法律を理解・活用できる能力の向上を支援します。
(3) 男女の様々な悩みを解決するための相談 女性が抱えている様々な悩みに対して適切な助言や情報提供を行うなど、その解決に向けた相談体制を整えるとともに、男性相談のニーズも踏まえた男女の様々な問題に対応できる相談体制の推進を図ります。さらに、男女共同参画に係る苦情等処理制度の周知及び効果的な活用を図ります。
(4) 男女平等の実現を目指した市民活動への支援 市民活動に必要な情報提供、相互の幅広いネットワークづくりなど、男女平等の実現を目指した市民活動の活性化を図るとともに、活動する団体やグループ等への支援を行います。

基本目標5

あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり

推 進 施 策

(5) ボランティア活動への男女の参加促進

ボランティア情報の提供や、ボランティア休暇の普及などを行うことにより、様々なボランティア活動への男女の参加を促進します。

3 男女共同参画による地域コミュニティの活性化（社会貢献）

推 進 施 策

(1) 男女の協力による地域の活性化の促進

住民相互の連帯意識を醸成し、男女の協力による地域の活性化を図るため、旧来の慣習やしきたりによる固定的な性別役割分担の見直しを進めるとともに、生活安全、環境、防災など様々な地域活動への男女の参加を促進します。

(2) 高齢者、障害者、外国籍市民等に対する支援の充実

高齢であること、障害があること、外国籍であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている市民がそれぞれの地域で安心して暮らせる環境整備を進めます。

4 京都市における男女共同参画に向けた条件づくり

推 進 施 策

(1) 京都市や外郭団体における男女が働きやすい職場づくりの推進

京都市や外郭団体において、「京都市人材活性化プラン」に基づき、女性職員の育成と積極的登用を推進し、性別によって固定化された職域を見直すことにより、職員の能力発揮の機会を拡充します。

(2) 京都市における推進体制の充実

庁内の横断的組織である男女共同参画推進会議において関係局・区間の相互の調整を十分行うとともに、男女が共に働きやすい職場づくりに率先して取り組みます。

基本目標 6

男女共同参画の推進に関する国際社会との協調

国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで、不可欠な要素であることから、国際的な男女共同参画の推進状況を常に把握し、国際的視野に立って男女共同参画を推進します。

6-1 国際動向の情報収集と市民への情報発信



基本目標6 男女共同参画の推進に関する国際社会との協調

～国際的視野に立って男女共同参画を推進します。～

現状と課題

女性の地位向上と男女平等に向けた我が国の取組は、昭和50（1975）年の「国際婦人年」を契機とする国際的な動きと連動して進められてきました。平成7（1995）年に開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」では、すべての女性の「平等・開発・平和」の目標を推進することが明確にされ、その実現のためには、地球上の人々の多様な生き方や生活・文化などについて理解を深め、尊重し合うことが求められています。

このような中、我が国は、昭和60（1985）年に「女子差別撤廃条約」を批准しており、平成20（2008）年4月に国連に提出した第6回報告に対する平成21（2009）年8月の最終見解では、取組が不十分と指摘されていることから、現在、国では、婚姻適齢等に関する民法の改正、雇用・賃金に関する男女格差の解消などが議論されています。

国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで、不可欠な要素であることから、京都市においても、国際的な男女共同参画の取組状況を常に把握し、市民に情報発信するとともに、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことが重要です。

1 国際動向の情報収集と市民への情報発信

推 進 施 策

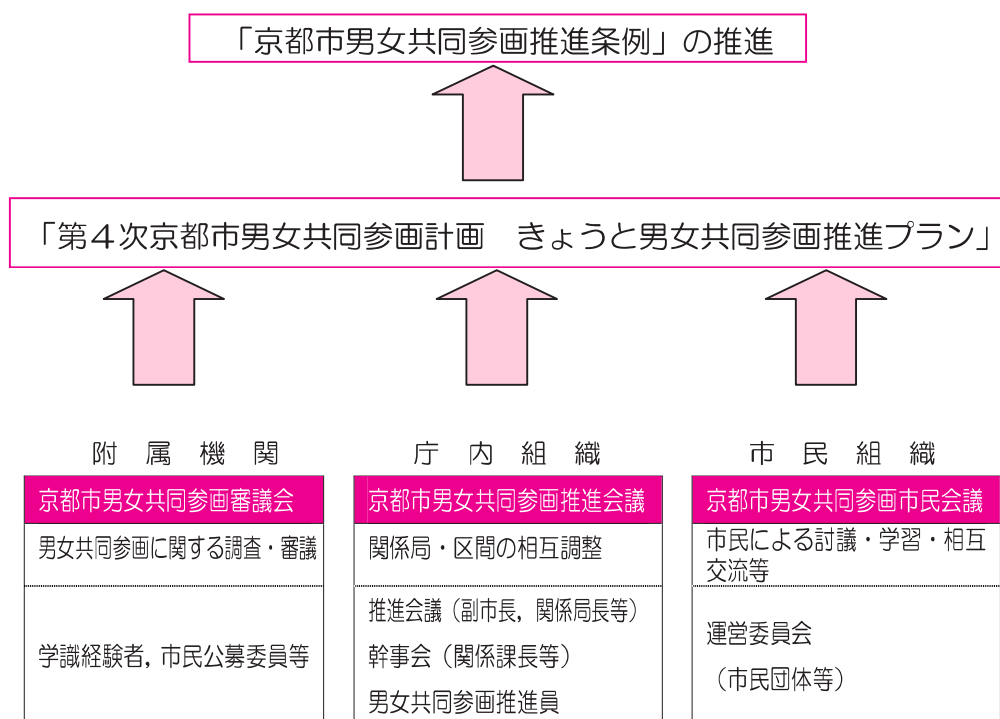
国際的な男女共同参画に関する情報を収集・整備し、京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」などにおいて提供します。

第4章 計画の推進

● 1 推進体制

京都市においては、庁内組織である京都市男女共同参画推進会議において、計画の実施について、関係局・区間の相互の調整を十分に行うとともに、附属機関である京都市男女共同参画審議会による施策の実施状況の点検・評価などを通じて、計画を総合的かつ効果的に推進します。

また、計画を推進するに当たっては、行政だけでなく広く市民、団体、企業等が男女共同参画社会の実現を意識して取り組んでいくことが必要であることから、市民団体等で構成された京都市男女共同参画市民会議などを通じて、市民、団体、NPOとのパートナーシップを確立し、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞれの主体的な取組の促進を図ります。



● 2 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」の機能の充実

計画を推進する中核施設として、「ひとりひとりが輝く、色彩あふれる世界」に向け、男女共同参画に関する「情報の収集と提供」、「啓発誌の発行」、「講座・研修等の実施」、「相談事業」、「貸会場の提供」、「活動団体相互間の連携と交流」、「調査研究・人材育成」などに取り組みます。

情報の収集と提供

国や地方自治体、世界各国の男女共同参画に関する施策や取組を情報収集します。また、収集した情報を分かりやすく提供します。

啓発誌の発行

より多くの方に男女共同参画について理解していただくため、啓発冊子を企画、発行します。

講座・研修等の実施

男女共同参画の視点の普及・浸透のため、各種講座や講演会、研修会を開催します。

相談事業

日常生活の中で男女が直面する悩みについて、問題解決の支援をします。

貸会場の提供

大小の会議室のほか、イベントホール、スポーツルーム、フィットネスルーム、調理室、音楽室など、各種の貸会場を提供します。

活動団体相互間の連携と交流

男女共同参画を担う中核施設として、NPO、大学、企業、市民団体と連携しながら各種の事業を実施します。

調査研究・人材育成

京都市の男女共同参画推進における課題を検討・分析します。また、男女共同参画の推進のため地域や市民活動のリーダーとして活躍できる人材や団体を育成します。

● 住所 〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地

● 代表 TEL：075-212-7490 ● 貸館 TEL：075-212-7470

● 相談室 TEL：075-212-7830 ● 事業 TEL：075-212-8013

● 図書 TEL：075-212-0606

● FAX：075-212-7460

● URL：http://www.wings-kyoto.jp/

● アクセス

地下鉄烏丸御池駅(5番出口)

地下鉄四条駅(20番出口)

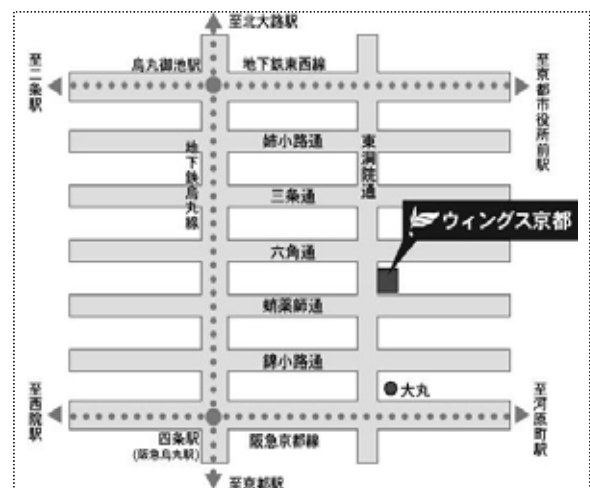
阪急烏丸駅(20番出口) 下車 徒歩約5分

● 休館日 毎週水曜日、12/29～1/3

● 開館時間 平日 9時～21時

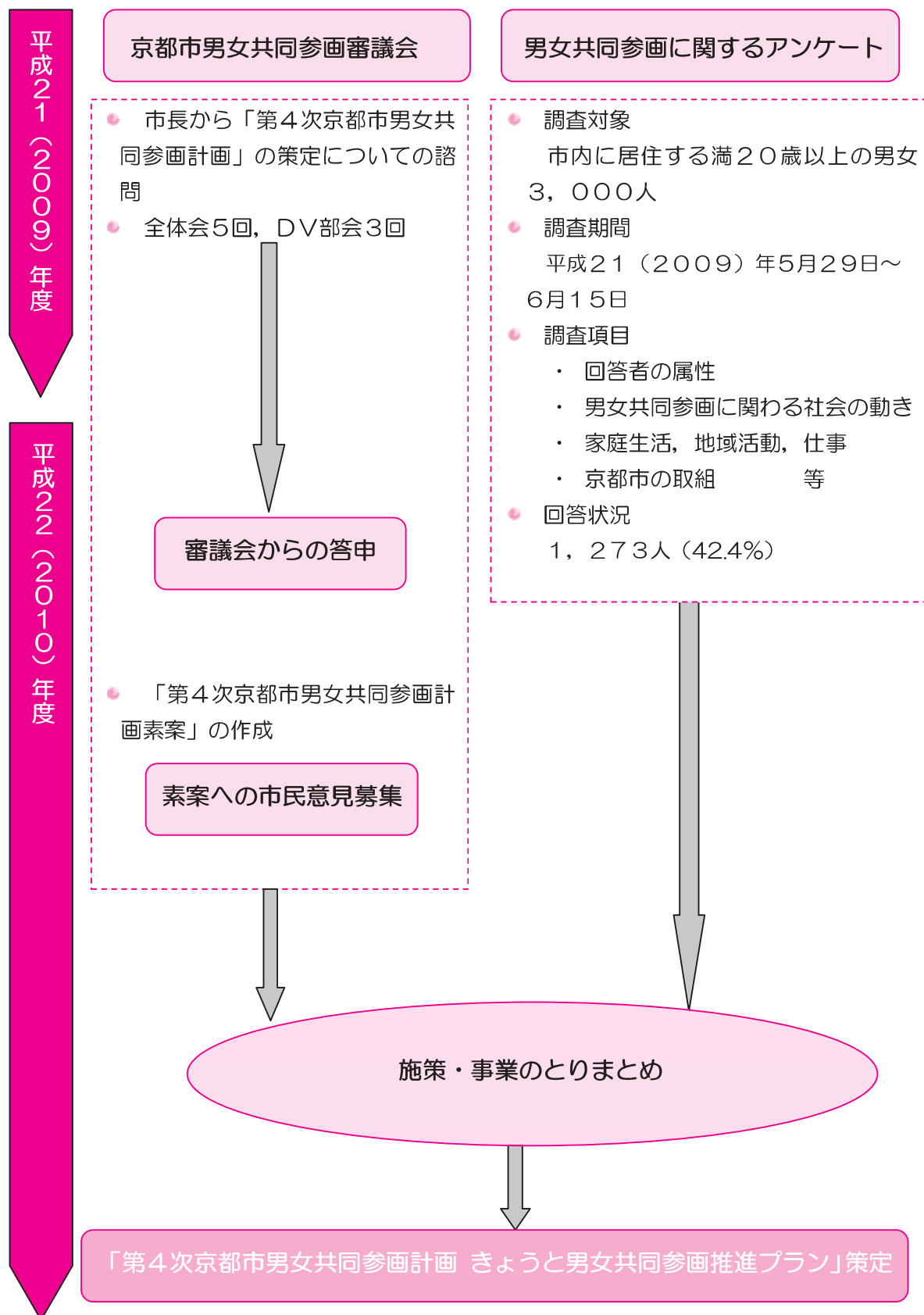
日曜日・祝日 9時～17時

注) 発行日現在の情報であり、変更になる可能性があります。



參考資料

1 計画策定の流れ



2 京都市男女共同参画推進条例

平成 15 年 12 月 26 日公布

京都市条例第 44 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）

第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 10 条～第 20 条）

第 4 章 苦情等の処理（第 21 条）

第 5 章 男女共同参画審議会（第 22 条～第 24 条）

第 6 章 雑則（第 25 条）

附則

ここ京都では、男女が共に、長い歴史の中で培われた伝統と文化を大切に、自由で先駆的な気風をはぐくみながら、個性豊かで活力に満ちたまちを築いてきた。このような京都が、将来にわたって、魅力あふれるまちとして輝き続けるためには、市民一人一人が、性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野で生き生きと活動することができるようにしなければならない。

これまで、本市においては、日本国憲法にうたわれた男女平等の理念が、京都のまちに息づくことを願い、その実現に向けた歩みを進めてきたが、依然として、性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が残されている。そのため、今後も、男女平等の理念に立って、男女が、互いに人権を尊重しつつ、協力し合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の一層の推進を図る必要がある。

ここに、本市は、自治の精神に基づく活発な地域活動の土壌や豊富に蓄積された知的資源など 1200 年を超える歴史の中で培われた京都の優れた特性を生かし、市民等との緊密な連携の下に、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することが、すべての市民が個人としての誇りと家族や地域のきずなを大切に、未来への希望を持って暮らすことができるまちの実現に不可欠であると認識し、この条例を制定する。

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるようにするとともに、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにすること。
- (2) 男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようにすること。
- (3) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすること。
- (4) 男女が、互いの性を理解し、尊重すること。
- (5) 男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、本市、事業者及び民間

の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようになること。

(6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。

(本市の責務)

第3条 本市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 本市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体（以下「市民等」という。）との緊密な連携協力を図るとともに、特に広域的な取組を必要とする場合にあっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行に捕らわれることにより他人の自由な意思決定を阻害することのないよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

3 市民は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保を図るとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の実施体制の整備等)

第6条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、本市が講じた男女共同参画の推進に関する施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、いかなる場合においても、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害（以下「性別による人権侵害」という。）を行ってはならない。

(広告物の表現の配慮)

第9条 何人も、公共の場所において、広告物を表示し、又は掲出しようとするときは、広告物の表現が、性別による人権侵害を是認し、若しくは助長する表現又は過度に性的な表現とならないよう配慮しなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (3) その他男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、第22条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 本市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

（市民等の理解を深めるための措置）

第12条 本市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報活動その他の必要な措置を講じなければならない。

（性別による人権侵害の防止等）

第13条 本市は、性別による人権侵害の防止及び性別による人権侵害により被害を受けた者に対する支援に努めなければならない。

（家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立）

第14条 本市は、男女が、性別にかかわらず家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立を円滑に図ることができるようにするため、保育の充実その他の必要な措置を講じなければならない。

（雇用における平等な機会及び待遇の確保等）

第15条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する自主的な取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する状況について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告を取りまとめ、これを公表することができる。

4 本市は、家族等により営まれる事業に従事する男女が、当該事業に係る活動において、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行により、個人として能力を発揮することが妨げられないようにするため、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

（政策等の立案から決定までの過程における男女共同参画）

第16条 本市は、その政策の立案から決定までの過程における男女共同参画を推進するため、審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体における男女の委員の数の均衡の確保その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 本市は、事業者及び民間の団体に対し、その方針の立案から決定までの過程における男女共同参画を促進するため、積極的改善措置（社会のあらゆる分野における活動への参画の機

会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。）に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（教育及び学習の振興）

第17条 本市は、学校、家庭、地域その他の様々な場において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講じなければならない。

（妊娠及び出産に係る健康の保持増進）

第18条 本市は、男女が、互いの性についての理解を深めるとともに、妊娠及び出産に係る健康の保持増進を図ることができるようにするため、情報の提供、医療の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

（市民等の活動に対する支援）

第19条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、施設の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第20条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行わなければならない。

2 本市は、前項の調査研究を行うに当たっては、大学及び研究機関との連携に努めなければならない。

第4章 苦情等の処理

第21条 市民等は、性別による人権侵害と認められる行為又は本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情、相談その他の意見を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る苦情等を適切に処理しなければならない。

3 市長は、前項の規定による処理を行うために必要な体制を整備しなければならない。

第5章 男女共同参画審議会

（審議会）

第22条 男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第23条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

（委員の任期）

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第6章 雑 則

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項及び第5項（審議会に関する部分に限る。）、第4章並びに第5章の規定は、市規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により定められた計画は、第10条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。